

処分基準整理票

処分の内容	事故時の応急措置命令（移動タンク貯蔵所以外）		
根拠法令及び条項	消防法第16条の3第3項		
処分基準	<input type="checkbox"/> 有（第6条において準用する第4条第1項に該当する場合を含む。） <input checked="" type="checkbox"/> 無（根拠：第6条において準用する第4条第2項第2号に該当）		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない（公表しない場合の根拠：第7条第4項第 号に該当）		
	【内容】（※処分基準を公表する場合のみ記載すること。）		
処分基準 設定年月日	年 月 日	処分基準 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	消防本部 消防課		
備考	<p>どのような場合にいかなる措置命令を行うかについては、事故の状況により個別具体的に判断しなければならないため、処分基準を設定する事が困難である。</p>		

注 許認可等をするかどうかの判断基準が法令又は条例等において具体的に規定し尽くされているため処分基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを処分基準の内容欄に記載すること。